

平成 2 8 年 4 月 2 8 日

第 4 回 定 例 会

# 会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

## 第4回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期      1日間      平成28年4月28日（木）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	25	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
3	26	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
4	27	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)について
5	28	農地法第3条許可申請について
6	29	農地法第5条許可申請について
7	30	農用地利用集積計画の調整について
8	31	職員の人事異動について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
4月28日	午後2時00分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について      日程第1号
		5. 議案上程      日程第2号～日程第8号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒 水 孝 広
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 28 年第 4 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので、只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりですのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

7 番沖園委員，8 番城森委員をお願いいたします。

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。おはかりいたします。

本委員会の会期は本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 2 号議案第 25 号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページになります。

名簿登録番号〇〇地区 43 号，農事組合法人〇〇〇〇 〇〇〇〇さんは，枕崎市〇〇町の茶専門型の認定農家で経営面積は 631a，作付け面積は 600a でございます。

農業労働力は本人，妻，母の 3 名でございます。

以上は，担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において，計画書が認定されたことに伴い，あっせん譲受等候補者名簿に新規登載するものでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載の，〇〇地区名簿登録番号 43 号については，原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 25 号については，原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について，事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 3 号議案第 26 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は2ページから3ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号23号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号24号は転用による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号25号は耕作不能による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号26号は耕作不能による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号27号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

全体の解約面積は田が1筆で385㎡、畑が5筆で5,951㎡でございます。

以上は農地法第18条第6項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

12番(瀬戸口委員) 整理番号24番についてお尋ねいたします。

取り消しの原因が転用とありますが、後の方の農地法の4条、5条で転用申請が出てない原因は何ですか。

事務局 今回の議題には提出しておりませんが、今申請人との書類上の協議中でありまして、書類が整い次第議案に提出したいと思っております。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号23号から整理番号27号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第4号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号、議案第27号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外の

ための意見書（案）についてご説明申し上げます。

議案書は4ページ，地図は5ページになります。

申請人は鹿児島市〇〇町〇〇番23号〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さんです。

申請地は枕崎市〇〇町〇〇番〇で，〇〇公民館グラウンドの西に位置します。

平成27年度農振農用地見直しにより農用地区域の外周部に位置します。

所有者は枕崎市〇〇町〇〇番地の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。

申請地は〇〇町〇〇番〇原野859㎡です。太陽光発電売買事業用地として利用します。すでに基礎部分は着工済みで顛末書も添付されています。

農用地区域の利用上の支障，集団性の保持，担い手に対する利用集積への影響は軽微であり，農業振興地域整備計画変更についてはやむを得ないものと思われま

す。

以上でございます。

議長 次に，調査結果について，調査員の報告をお願いします。

整理番号2号を，俵積田義信委員をお願いします。

11番（俵積田義信委員）日程第4号議案第27号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書（案）について，現地調査の報告を行います。

調査日は4月の18日，調査員は私と城森委員，駒水係長，それに前原さん，立会人は〇〇の〇〇さん。

この議案は農振地除外のための意見書についてであります。

申請人は〇〇の社長〇〇〇〇さん，目的は太陽光発電施設であります。

現地はもう既に基礎工事が終わり，パネルを貼るだけの状態になっておりますが，地目は原野であったために転用申請の必要はなかったものの，農振地域になっていたため工事のストップがかかっていたところで，今回改めて除外のための申請がなされたものであります。

場所は〇〇町〇〇番〇，原野で859㎡。

〇〇〇〇道路から〇〇〇〇に入る市道を200mくらい入ったところに，〇〇公民館のグラウンドゴルフ場の公園がありますが，そのすぐ西隣であります。

東側は公園，北側が畑，西側も畑になっておりますが，ここは荒廃地になっております。

南側が市道，雨水等はこの市道の側溝に流すということで，周囲の農地への影響等は無いものと思われま

す。

以上報告を終わります。

議長 只今の説明並び調査員の報告に対し，質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第4号，農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書

(案)については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御意義なしと認めます。

よって、議案第 27 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 5 号、農地法第 3 条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 1 件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号 8 号

整理番号 8 号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、638 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、登記名義人：〇〇〇〇相続財産です。

なお、相続人不存在により、相続財産管理人が福岡家庭裁判所より選任されておりあります。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、74 歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、資金を必要とするため、譲受人の営農拡大ということであります。

整理番号 8 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 8 号の申請地については 8 ページに掲載してあります。

申請地は〇〇町・〇〇〇〇資材置場から北側約 100m に位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号 8 号を、中村委員をお願いします。

2 番 (中村委員) 日程第 5 号、農地法第 3 条許可申請の整理番号第 8 号について報告いたします。

4 月 11 日に、譲受人の〇〇〇〇氏立会いのもと現地調査を行いました。

譲渡人は説明がありましたように、〇〇〇〇さんの相続財産管理人の司法書士でありまして、〇〇氏には複数の相続人がおりましたが、相続人全員が相続放棄を行ったため相続人不存在による財産管理人による農地売買であります。

申請地は今説明がありましたように、〇〇集落の西、〇〇〇〇資材置場の北側 100m の農地であります。

申請地は譲受人〇〇〇〇氏が約 20 年以上前から牧草を栽培しており、周辺は全部〇〇氏の牧草地であります。

取得後も飼料畑として現在同様の営農を行う計画で、なんら問題のない申請であると思います。

以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号、農地法第3条許可申請の、整理番号8号については、事務局の説明及び、地区担当委員からの報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件で、所有権の移転に関する申請が4件、使用貸借権の設定に関する申請が1件です。

整理番号9号

整理番号9号の申請地は〇〇町〇〇番〇，畑，412 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，不動産仲介業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，パートです。

転用目的は宅地造成です。

申請事由は、「申請区域は閑静な住宅地で、当地区を希望する住宅建設予定者が多いので申請地を宅地に造成して販売したいため。」とのことです。

整理番号9号の申請地は、11ページに掲載してあります。

〇〇〇〇から北東側約80mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種住居地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は、宅地造成で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は412 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われます。

申請地の北側及び東側は宅地，南側は農地及び宅地，西側は一体利用の雑種地及び市道です。

宅地造成にあたり、西側の雑種地100 m<sup>2</sup>と一体利用し、0.6m～0.9m程度の盛土をおこないますが、境界に擁壁を設置し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置するとのことです。

雨水については、側溝を設置し、西側水路へ放流により処理する計画です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号10号

整理番号10号の申請地は〇〇町〇〇番〇，畑，54 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，自営業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 自営業です。

転用目的は貸物置の増築です。

申請事由は, 「隣地の土地の家屋と物置を購入し, 申請地に物置を増築して, 貸家として利用するため。」とのことです。

申請地は 13 ページに掲載してあります。

〇〇駅から東側 80m 及び〇〇〇〇駐車場下東側に隣接しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で, 第一種住居地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は隣接宅地にある既存物置の増築で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 54 m<sup>2</sup>で問題ないものと思われま。

計画内容は 20.7 m<sup>2</sup>分の物置の増築です。

また, 申請人より, 「隣接地である〇〇町〇〇番宅地に物置を建築した際, 申請地部分に物置がはみ出てしまいました」との顛末書も添付されております。

申請地の北側は公園, 西側及び南側は宅地, 東側は農地です。

造成については, 現況のまま, 整地のみです。

東側の農地境界には 60 cm のブロック塀が施してあり, 周辺土地へ土砂雨水等が流出するのを防止する計画です。

雨水については, 自然流下及び北側水路へ放流により処理する計画です。

一部, 無断転用ではありますが, そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であり, やむを得ない申請ではないかと思われま。

続きまして, 整理番号 11 号

整理番号 11 号の申請地は〇〇町〇〇番, 畑, 418 m<sup>2</sup>外 1 筆, 合計 1,070 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 会社役員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は貸薪置場・貸駐車場です。

申請事由は, 「譲受人が役員をしている鯉節製造会社の薪置場が手狭になったので, 母より譲り受けて, 会社に貸し与えたい。」とのことです。

申請地は 15 ページに掲載してあります。

〇〇町・〇〇〇〇から南東約 100m 及び〇〇〇〇より北側 40m に位置していません。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し, 第 2 種農地と判断します。

転用目的は薪コンテナ 100 台分の貸薪置場及び普通自動車 9 台分の貸駐車場で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま。

計画面積は1,070 m<sup>2</sup>で、西側の隣接する雑種地143 m<sup>2</sup>と一体利用し、問題ないものと思われます。

申請地の北側及び南側は雑種地、東側は遊休地化した農地、西側は一体利用の雑種地及び市道です。

貸薪置場・貸駐車場転用にあたり、東側農地境界には土留用の擁壁を設けてあり、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置されております。

雨水については、自然流下により西側側溝へ放流により処理する計画です。

構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

車の出入りは、西側の一体利用の雑種地からおこないます。

本件申請地は、申請人が平成20年から、整地し、薪置場として整備していたもので、今回、追認により許可を得ようするものです。

なお、申請人より「3年前から、薪置場として利用しておりましたが、許可が必要であることを知りませんでした。」との顛末書が添付されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用であります、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号12号

整理番号12号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、355 m<sup>2</sup>です。

借人は〇〇〇〇さん、公務員です。

貸人は〇〇〇〇さん、無職です。

使用貸借権の設定です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「借家住まいであり、自己の住宅を建設するため。」とのことです。

申請地は17ページに掲載してあります。

〇〇〇〇敷地から北側約150m及び〇〇〇〇より西側約50mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は355 m<sup>2</sup>で問題ないものと思われます。

申請地の北側及び西側は宅地、東側及び南側は道です。

一般住宅転用にあたり、現況のまま、整地のみで、境界には、ブロック積みを施し、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

また、隣地の土地所有者からも住宅建築の承諾を得ているところです。

雨水については、自然流下及び東側・側溝へ放流により処理する計画です。

建物は高さ7.9mの二階建てであり、周辺土地から2m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

また、南側に境界に沿って、既存の営農用の送水管が埋設されておりますが、建物を控えて建築し、現状をそのまま維持することから、周辺農業へ影響を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま。

続きまして、整理番号 13 号

整理番号 13 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，341 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，会社員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「借家住まいであり、申請地を買い受け、自宅を建築するため。」とのことです。

申請地は、19 ページに掲載してあります。

〇〇小学校敷地より南側約 30m に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため、第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の 55m 以内に既存住宅が 5 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま。

計画面積は 341 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われま。

申請地北側及び西側は宅地，東側及び南側は道です。

一般住宅への転用にあたり、境界にはブロック積みを施し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

建物は高さは 7.3m の平屋であり、農地境界より 1.0m 以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については、自然流下及び東側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後東側・側溝に排水する予定です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号 9 号から 11 号を、城森委員にお願いします。

8 番（城森委員）日程第 6 号整理番号 9 号の現地調査について報告いたします。

4 月 18 日、俵積田委員、事務局の駒水係長、前原氏とともに、譲受人〇〇〇〇氏の立会いのもとに現地調査を行いました。

本申請地は〇〇町で、〇〇保育園より北東約 80m ほどに位置する 412 m<sup>2</sup>の農

地であります。

申請理由はこの地域は住宅が多いので宅地に造成し、販売しようとするものです。

東側は宅地、西側は駐車場で雑種地になっております。南側は農地、北側は宅地であります。

西側の駐車場と一体利用するというので、申請地が約70cmほど低くなっており、そこに盛土をして東側と南側を1mほどの擁壁を設置して、土砂の流出を防止する、かつ排水路を西側の市道の側溝へ向かって作り、雨水はそのように流すとのことです。

本申請地は第3種農地で、都市計画用途地域内農地であり、資金調達計画も適正であり、周囲に悪影響を及ぼさないことから問題のない申請と判断いたします。

次に、整理番号10号の現地調査について報告いたします。

4月18日同様に〇〇〇〇の奥さんの立会いのもとに現地調査を行いました。

本申請地は、〇〇〇〇から北東約30mほどに位置する54㎡の農地であります。

申請理由は隣地の土地の家屋と申請地にはみ出して建っている物置を購入し、物置を少量でありますが増築して、貸家として利用したいとのことです。

東側は雑種地、西側は宅地、南側も宅地、北側は公園の法面になっております。

雨水は北側の法面の下の側溝がありそこに流すということで、物置の増築も少しにとどめるということです。

本申請地は第3種農地で、都市計画用途地域内農地であり、資金調達等も適正であり、周囲に悪影響も及ぼさないことから、問題のない申請ということで判断できます。

次に、整理番号11号の現地調査について報告いたします。

これも同様に4月18日、〇〇社長の立会いのもとに現地調査を行いました。

本申請地は譲受人が役員をしている鯉節製造工場の薪置場と、社員の駐車場として使用するために申請したとのことです。

申請理由は、本申請地は〇〇町で〇〇〇〇から北側約100mに位置する約1100㎡の2筆の土地になっております。

東側は農地ですが、耕作放棄地になっております。

西側は雑種地ですが、市道に面しており一体利用するとのことです。

南側は雑種地、北側は宅地であります。

東側は耕作放棄地であります農地であり、境界にはブロックを積み、土砂流出を防止するとのことです。

本申請地は2、3年前から薪置場及び従業員の駐車場として使用しているということで、顛末書も提出されております。

本申請地は第2種農地で、小集団の農業生産性の低い農地であり、周囲に悪影響を及ぼされることから、問題のない申請ということで判断できます。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号 12 号及び 13 号を、俵積田義信委員にお願いします。

11 番（俵積田義信委員）整理番号 12 号について報告いたします。

調査日は先ほどのと同じであります。

立会人は申請者の〇〇〇〇さん。

今回の申請は、申請者の〇〇さんが借家住まいのため、母親から土地を借りて自分の家を新築するためであります。

場所は〇〇町〇〇番地、〇〇〇〇道路の途中から集落に入ると、〇〇〇〇の工場がありますが、その 50m 先の交差点の西側になります。

ここは以前〇〇地区の基盤整備地区で、畑かんの施設もあります。

申請地にも 2 箇所の給水栓がありますが、2m くらい控えて建てると計画ではありません。

東側、南側は市道、西側、北側は家が建っております。

道路を挟んで東側に畑がありますが、平屋ですので影響は無いものと思われ

ます。被害防除計画も適正であり、周囲への悪影響も無いものと思われ

ます。続きまして、整理番号 13 号について報告いたします。

調査日、調査員は先ほどの議案と同じであります。

立会人は鹿児島市の〇〇行政書士。

地番、地目、面積、転用目的は議案書のとおりであります。

場所は〇〇小学校の南側、旧駐在所がありますが、県道〇〇〇〇線を挟んで西側になります。

東側と南側は市道、西側は宅地、北側は宅地で家が建っております。

道路を挟んで斜め東側と南側に畑がありますが、ほとんど農地への影響はないものと思われ

ます。なお、被害防除計画も適正であり、周囲への悪影響も無いものと思われ

ます。以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 6 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 9 号から 13 号については、事務局の説明及び、調査委員からの報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 7 号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、日程第7号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号46号から60号まで及び所有権移転の整理番号9号について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は20ページから21ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号46号から60号までの利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外14名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外22名で設定面積は畑が31筆で24,084㎡、田が1筆で385㎡樹園地が2筆で13,707㎡ございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に所有権移転でございます。議案書は22ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号9号、譲渡人は北九州市の亡〇〇〇〇相続財産相続財産管理人司法書士〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は1筆で、441㎡、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

12番（瀬戸口委員）前も質問したことあるんですが、3番の所有権移転関係についてお尋ねしたいと思います。

これは経営基盤法によって嘱託登記ができると思うんですが、この嘱託登記は農業委員会でやっているんですか。

それとも他の課にお願いしてやっているのか、お尋ねします。

その場合手数料はいくら取っているのかの三点をお願いします。

事務局 経営基盤強化促進法の書類の収集関係につきましては、農業委員会でやっております。

最後の登記、法務局に登記する部分の嘱託登記という形で市の財政課の方に市長名で登記の依頼をしております。

書類についてはすべて農業委員会で整えているところです。

手数料につきましては、3,500円、筆が増えるごとに200円プラスというような方法で徴収しております。

そして、登録免許税につきましては基盤法でやる関係で、通常の2%が0.8%に抑えられるという特典がありまして、ほとんどの農地が登録免許税につきまし

ても 1,000 円で収まっているところがございますので、1 筆登記をするとなれば 4,500 円で所有権移転ができるというところです。

以上です。

議長 他にありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 7 号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号 46 号から 60 号まで、及び所有権移転の整理番号 9 号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号 46 号から 60 号まで及び所有権移転の整理番号 9 号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、農業委員会等に関する法律 24 条の規定により、俵積田広昭委員の除斥をお願いいたします。

(俵積田広昭委員除斥)

次に、農用地利用集積計画の調整のうち所有権移転の整理番号 8 号について、事務局に説明をお願い致します。

事務局 整理番号 8 号、譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町の俵産業で経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 2 筆で、5,129 m<sup>2</sup>、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 7 号、農用地利用集積計画の調整のうち、所有権移転の整理番号 8 号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号のうち、所有権移転の整理番号 8 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(俵積田広昭委員着席)

議案第 30 号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積

計画を定めるべき旨、5月20日を目途に要請してまいります。

次に日程第8号、職員の人事異動についてを、議題といたします。

それでは、議案の内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第8号、議案第31号、職員の人事異動につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は23ページになります。

農業委員会等に関する法律、第20条第3項において、『職員は、農業委員会が任免する』となっておりますが、今年度は3月の定例会が3月22日で人事異動の内示が3月25日に行われたので報告という形で議案として提出いたしました、ご了承ください。

内容としては、今回の異動は1名で、農場振興係参事補の堂園久美子さんが、4月1日付けで市長部局へ出向いたします。

出向後は農政課農政係が決まっております。

その後任につきましては、4月1日付けで、会計課より農場振興係参事補として、中原田たみ子が参っております。

以上でございます。

議長 おはかりいたします。

日程第8号、職員の人事異動については、説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

12番（瀬戸口委員）この件につきましては、私は再三このような事態が発生する恐れがあるので事前に県とか農業会議の方にたずねておく必要はないのかというのが何度か質問したことがあるんですが、そのように聞いたことがあります。

で、この件につきまして他の市も同じように移動があったりしたと思うんですが、どのような提案の仕方をしてるんですか。

事務局 他の市町としまして、もう報告だけで済ませているところも多分にあります。

ばらつきがありますので、農業委員会より前に内示があったところは、議題として出しているところもありますが、それ以前に内示があっても4月に報告という形でやっける農業委員会も多々見られます。

以上です。

12番（瀬戸口委員）このような事態が想定されたわけですので、農業会議に農業委員会の方から尋ねたことがあるんですか。

どのような対応を取ればいいのか。

事務局 はい。一応そのような対応ということで、まさか内示の前に内示の前で農業委員会が内示の前に皆さんに発表するのはおかしいということで聞いております。

12番（瀬戸口委員）今農業会議の方に尋ねたということではありますが、私はこの件については会議日程が去年の1月に発表した時点で、1回目の質問をしております。

ことは枕崎市農業委員会に限ったことではないので、県の農業会議に尋ねたら

どうですかというのをお尋ねしたんですが、そのときにはまだ尋ねてないと。

その後もう1回聞いたときにもまだ質問しておりませんということでしたが、3月の定例会の時点ではまだ農業会議の方には質問しなかったということですね。

なんらその時点で説明が無いわけですから、してなかったということですね。

事務局 はいそうですね。3月はすいません。

議長 他にございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、説明のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後2時46分閉会